

山口県報

目 次

告示

家畜伝染病予防法第九条の規定による消毒方法の実施（畜産振興課）……………一



山口県告示第一百五十九号の二

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第九条の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり消毒方法を実施することを命ぜる。

平成二十二年六月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 目的
口蹄疫の発生を予防するため

二 区域
山口県全域

三 期日
平成二十二年七月一日から同月七日まで

四 実施の方法

牛、めん羊、山羊又は豚の所在する農場（家畜防疫員が消毒の必要があると認めるものに限る。）の出入口において、炭酸ソーダの四パーセント水溶液を用いて農場に出入りする者の作業靴及び車両を消毒する。

平成22年
6月27日
(日曜日)

平成
二十二年六月二十七日発行

発行
行所

山口県知事